

第 3 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会 健 康 福 祉 専 門 委 員 会

平成 2 6 年 1 月 2 2 日 (水)
午後 1 時 3 0 分～
鶴岡市役所 6 階大会議室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画（健康福祉分野）の案について

(2) その他

4 閉 会

第1章

※下線部分は変更点

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) 資源循環型社会への転換</u> <u>(3) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 省エネルギーの推進</u> <u>(3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>少子化対策の推進</u> (2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u> (3) <u>仕事と子育ての両立支援</u>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u> (2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u> (3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u> (4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u> (5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実 	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u> (2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進 	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u> (2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援 	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>介護保険制度の適切な運営</u> (2) <u>介護予防の充実</u> (3) <u>認知症支援策の充実</u> (4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u> (5) <u>高齢者の社会参加の促進</u>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u> (2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u> (3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u> (4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化と文化資源の保存継承
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	(1) <u>多文化共生の推進</u> (2) <u>国際都市交流の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系			
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の特性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出 	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> (5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u> (6) <u>公共交通ネットワークの確保</u> (7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) <u>雨水対策事業の促進</u>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備 	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備

（変更前）

（変更後）

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

第5節 健やかな子どもの育成

（第1節 細節1「健やかに生み育てる環境の整備」から）

- ①定期的な妊婦健診の受診と、妊娠に伴う疾病の早期発見と早期治療を促進し、安全・安心な出産を迎えることができるよう支援します。

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

第1節 少子化対策の推進と健やかな子どもの育成

(1) 少子化対策の推進

○施策の方向

人口の減少が続き、少子高齢化が急激なスピードで進むなか、少子化を食い止め、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備するため、安全・安心な出産や子育ての負担軽減について取り組むほか、雇用対策や生活環境整備、さらには若者の結婚に向けた活動への支援を進めるなど、ここに記載する主な施策のほか、他章他節に記載する施策も含めて総合的に少子化対策を推進します。

○主な施策

- ①定期的な妊婦健診の受診や妊娠に伴う疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、不妊治療への支援を行い、安全・安心な妊娠・出産を推進します。
- ②子育てに係る負担を軽減するため、子どもの保育料や医療費について支援します。
- ③在宅での子育てを支援するため、一時保育や育児サークルを支援するとともに、自由来館型児童館や子育て広場（まんまルーム）の充実などを図ります。
- ④少子化の一因となっている未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、結婚を希望する未婚の男女に出会いの場を提供するなど、地域全体で結婚を支援する環境づくりを進めます。

(変更前)

(変更後)

(1) 子どもの健やかな成長の促進

○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、幼児期の養育の重要性について家庭や地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園が中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

○主な施策

- ① 子どもの健全な発達につながるような保護者のかかわり方について、適切なアドバイスや情報提供などにより、保護者の育児力を高める取組みを推進します。
- ② 保護者による健全な子育てが困難な場合も生じていることから、地域住民の子育て意識を喚起し、地域特性に応じた子育て支援活動を推進します。
- ③ 子育てや家庭支援の中核的な機関として「総合保健福祉センター(仮称)」内に「子ども・家庭支援センター(仮称)」を開設し、子育ての悩みを持つ親が気軽に交流し相談ができる場をつくります。
- ④ 虐待を受けた子どもや虐待をしてしまう親、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親の家庭など、社会的に支援が必要な子どもや家庭の自立を支援します。
- ⑤ 子どもの広汎性発達障害(自閉症等)や学習障害、注意欠陥多動性障害などの軽度発達障害を早期に発見し、発達支援体制を充実するため、「子ども・家庭支援センター(仮称)」内に発達障害児の支援システムを構築します。
- ⑥ 過疎化の進展している地域や三世代同居が多い地域、新興住宅地など子育てに関する地域特性も多様化しており、地域の特性や環境に即した子育て支援を推進します。

(2) 子どもの健やかな成長の促進

○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、乳幼児期の養育の重要性について家庭や地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園などが中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

○主な施策

- ① 子どもの健全な発達につながるような保護者のかかわり方について、適切なアドバイスや情報提供などにより、保護者の育児力を高める取組みを推進します。
- ② 保護者による健全な子育てが困難な事例も生じていることから、市民に対し子育て意識を喚起し、地域特性に応じた子育て支援活動を推進します。
- ③ すべての子育て家庭に向けたイベント開催や情報の発信などを展開し、また、悩みを持つ親が気軽に交流できる場として、子ども家庭支援センターの一層の定着を図ります。
- ④ 虐待を受けた子どもや虐待をしてしまう親、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親家庭など、社会的に支援が必要な子どもや家庭の自立を支援します。
- ⑤ 自閉症スペクトラム障害や学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもを早期に発見し、発達支援体制を充実するため、総合保健福祉センター内に発達障害児の支援システムを構築します。
- ⑥ 過疎化の進展している地域や三世代同居が多い地域、新興住宅地など子育てに関する地域特性も多様化しており、地域の特性や環境に即した子育て支援を推進します。

(変更前)

⑦ 市街地と自然環境に恵まれた郊外地における保育園や幼稚園、児童館、小学校などの相互交流を促進するとともに豊かな自然を生かした子どもの遊びや森林体験、農業体験などを提供する場の確保や人材の確保、育成を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立支援

○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

○主な施策

- ①保育所の適正な配置を進めながら、低年齢児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応できる施設整備や保育体制を充実します。
- ②放課後などの児童の遊びや生活の場として、児童館や放課後児童クラブの設置を促進するとともに、経験豊かな高齢者など地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営を推進します。
- ③仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスがとれるよう、特に、子育て期における長時間労働の是正、短時間勤務、フレックス制、在宅勤務など多様な働き方の実現に向けて、先進的取組み事例の紹介などにより、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- ④仕事と子育ての両立を支援するための労働福祉関係法制度や各種支援施策の周知を図り、企業など働く場における仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを促します。

(変更後)

⑦市街地と自然環境に恵まれた郊外地における保育園や幼稚園、児童館、小学校などの相互交流を促進するとともに、豊かな自然を生かした子どもの遊びや森林体験、農業体験などを提供する場の確保や人材の確保、育成を図ります。

(3) 仕事と子育ての両立支援

○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、※放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

○主な施策

- ①保育所の適正な配置を進めながら、低年齢児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育など保護者の多様なニーズに対応できる施設整備や保育体制を充実します。
- ②放課後などの児童の遊びや生活の場として、児童館や放課後児童クラブの設置を促進するとともに、経験豊かな高齢者など地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営を推進します。
- ③仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスがとれるよう、特に子育て期における長時間労働の是正、フレックス制やテレワークなど多様な働き方の実現に向けて、先進的取組み事例の紹介などにより、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- ④仕事と子育ての両立を支援するための労働福祉関係法制度や各種支援施策の周知を図り、企業など働く場における仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを促します。

(変更前)

(変更後)

第1節 心と体の健康増進

(1) すこやかに生み育てる環境の整備

○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、極小未熟児や軽度発達障害児などへの支援を充実するため、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

○主な施策

- ① → (第1節 細節1へ)
- ② 全ての産婦に産後うつ病質問票を使用した訪問指導を実施し、育児不安を持つ母への対応や虐待の未然防止を推進します。
- ③ 全乳児訪問や乳幼児健診、歯科健診を実施し、言語発達に遅れのある児、肥満や身体面などで経過観察の必要な児に対する相談支援事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。
- ④ 極小未熟児や軽度発達障害児などに対応した保健医療サービスの提供ができるよう相談支援体制を整備します。
- ⑤ 全ての子どもがたくましく健やかに成長できるよう、思春期からのこころの健康づくりや学校教育と連携した性に対する正しい知識の指導により青少年の望まない妊娠を避けるとともに、母性や父性を育み、親子が共に育ち合う環境づくりを進めます。

(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占める生活習慣病やがんを予防し、市民の

第2節 心と体の健康増進

(1) すこやかに生み育てる環境の整備

○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、未熟児や発達障害児などへの支援を充実するため、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

○主な施策

- ① 全ての産婦に産後うつ病質問票を使用した訪問指導を実施し、育児不安を持つ母への支援や虐待の未然防止を推進します。
- ② 全乳児訪問や乳幼児健診、歯科健診を実施し、言語発達に遅れのある児、肥満など経過観察の必要な児に対する相談支援事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。
- ③ 妊産婦の禁煙及び受動喫煙の防止を促進し、未熟児出生などを予防するとともに、未熟児や発達障害児について、専門機関などと連携を図り適切な療育につながるよう支援します。
- ④ 全ての子どもがたくましく健やかに成長できるよう、思春期からのこころの健康づくりや性に対する正しい知識の習得により望まない妊娠を避けるとともに、学校なども連携し、母性や父性を育み、親子が共に育ち合う環境づくりを進めます。
- ⑤ 乳幼児の感染症や合併症の未然防止を図るため、予防接種を適正かつ安全に実施できるように関係機関と連携を図り、市民への周知啓発や受診勧奨を推進します。

(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占める生活習慣病やがんを予防し、市民の

(変更前)

生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期からの健診受診を進めて、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

○主な施策

- ①ヘルスアップ事業で成果を得た「一人ひとりの健康課題に着目し、自らが課題克服に向けて生活習慣を見直し積極的に健康づくりに取り組むための支援」を継続するため、ヘルスアップセミナーなどを実施し市民の健康づくり活動を促進します。
- ②市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、適切な運動、休養、食生活の習慣化や禁煙に取り組むことができるよう支援します。
- ③各種健診を受診した市民が健診結果を正しく理解することは、自主的に健康づくりに取り組む動機付けとなることから、健診と保健指導の実施体制を整備します。
- ④医療保険者による特定健診や特定保健指導を効果的に実施するため、生活習慣改善のための保健指導プログラムなどの検証を行い、個別の健康課題に取り組みやすい支援体制を整備します。
- ⑤がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを推進するとともに、医療と連携した事後指導を徹底して行います。
- ⑥地域の健康、医療の充実をめざし、がんなどに関する研究を行っている慶應義塾大学先端生命科学研究所や地域の医療機関等との連携により、病気の早期発見や治療、がん患者の生活の質の向上を図ります。
- ⑦住み慣れた地域で活動的な高齢期を過ごすため、若いときからの生活習慣病の予防や生活体力の維持、向上のために運動習慣の継続など、介護予防事業と連携した支援を推進します。
- ⑧総合的な保健・医療情報を得られるようにするため、プライバシーの保護に配慮しながら、ICTを活用した関係機関との連携を促進します。

(変更後)

生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期からの健診受診を勧めて、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

○主な施策

- ①ヘルスアップ事業で成果を得た「一人ひとりの健康課題に着目し、自らが課題克服に向けて生活習慣を見直し積極的に健康づくりに取り組むための活動」を推進するため、ヘルスアップセミナーなどを実施し、健康づくり活動に取り組む環境を整備します。
- ②市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、適切な運動、休養、食生活の習慣化や禁煙に取り組むことができるよう支援します。
- ③各種健診を受診した市民が健診結果を正しく理解することは、自主的に健康づくりに取り組む意識付けとなることから、健診と保健指導の実施体制を整備します。
- ④医療保険者が実施する特定健診や特定保健指導の受診率及び実施率向上に向け、委託機関との連携を図るとともに、KDBシステムによる健診結果の活用など個別の健康課題の改善に取り組みやすい支援体制の充実を図ります。
- ⑤がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを推進するとともに、検診機関など医療と連携した精密検診受診勧奨を徹底して行います。
- ⑥慶應義塾大学先端生命科学研究所が実施する「鶴岡みらい健康調査」に協力、支援し、未来の市民の健康づくりに役立てます。
- ⑦地域の医療・保健・福祉などとの連携により、地域の健康増進や医療の充実を図ります。
- ⑧住み慣れた地域で活動的な高齢期を過ごすため、若いときからの生活習慣病の予防や生活体力の維持、向上のために運動習慣の継続など介護予防事業と連携した支援を推進します。
- ⑨総合的な保健・医療情報を得られるようホームページへの掲載やプライバシー保護に配慮しながら、ICTを活用した関係機関との連携を促進します。

(変更前)

(変更後)

(3) こころの健康づくりと自殺の予防

○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の整備やカウンセラー等の専門職の人材確保を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせた精神衛生向上を図るため、各種関係機関等とのネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

○主な施策

- ①こころの健康に関する講演会の開催などにより、うつ病に対する理解を深め、こころの病の予防と早期発見と早期対応を図り、自殺予防対策を推進します。
- ②産後うつ病、児童や生徒の不登校、若者のひきこもり、成人期や高齢期のうつなどに合わせた相談体制を整備します。
- ③地域住民の健康づくりを進める地域保健、学校保健、職域保健の関係者や精神科医等の専門家、関係機関からなる精神衛生の向上を図る事業の推進組織を設置するなど、地域のネットワークを構築します。
- ④「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、こころの健康づくりを推進します。

(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進

○施策の方向

総合保健福祉センター（仮称）を拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループ等）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

(3) こころの健康づくりと自殺の予防

○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の充実を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせた精神衛生向上を図るため各種関係機関等とのネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

○主な施策

- ①こころの健康に関する講演会の開催などにより、うつ病に対する理解を深め、こころの病の予防と早期発見と早期対応を図り、自殺予防対策を推進します。
- ②産後うつ病、児童や生徒の不登校、若者のひきこもり、成人期や高齢期のうつなどに合わせた相談体制を整備します。
- ③地域住民の健康づくりを進める地域保健、学校保健、職域保健の関係者や精神科医などの専門家、関係機関などからなる精神衛生の向上を図る事業の推進組織を活用し、地域のネットワークを構築します。
- ④「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、こころの健康づくりを推進します。

(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進

○施策の方向

総合保健福祉センターを拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループなど）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

(変更前)

○主な施策

- ①町内会単位で組織されている保健衛生推進員会や食生活改善推進員活動を支援、育成し、地域における健康づくりのための環境整備を推進します。
- ②健康づくり自主グループや子育てをしている保護者などによる自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、健康づくりを推進するための担い手を育成します。

(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

○施策の方向

森林が心身の健康にもたらす効果として期待され科学的な研究が進んでいる免疫力や抗がん能力の向上、血圧低下、ストレスの軽減などや、森林内において人間に備わる五感を働かせることで親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などに期待される効果を生かすため、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推進します。

○主な施策

- ①本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用します。

(変更後)

○主な施策

- ①保健衛生推進員会や食生活改善推進員活動を支援、育成し、地域における健康づくりのための環境整備を推進します。
- ②健康づくり自主グループや子育てをしている保護者などによる自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、健康づくりを推進するための担い手を育成します。

(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

○施策の方向

森林が心身の健康にもたらす効果として、免疫力や抗がん能力の向上、ストレスの軽減、血圧の低下などが期待されており、科学的な研究も進んでいます。また、森林内において人間に備わる五感を働かせることで、親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などにも効果が期待されることから、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推進します。

○主な施策

- ①本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用します。

(変更前)

(変更後)

第2節 温かい福祉の地域づくり

(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

○主な施策

- ①「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の4層の区域のなかで、それぞれが役割分担を持ちながら、主体的に市民の生活課題に取り組む重層的な支え合いの体制を構築します。
- ②地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生児童委員への支援を強化し、市民の福祉活動への参加を促進します。
- ③地域のなかで取り組まれてきた市民の主体的な支え合いの活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成や市民の地域課題の理解の促進などを図るとともに、地域の住民活動と公的サービスの連携を深めていきます。
- ④地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、さまざまな地域資源を調整、活用しながら問題解決にあたるコミュニティソーシャルワークの導入を進めます。

(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政内部の相談体制を整備します。

第3節 温かい福祉の地域づくり

(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

○主な施策

- ①「近隣」「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の5層の区域のなかで、それぞれが役割分担を持ちながら、主体的に市民の生活課題に取り組む重層的な支え合いの体制を構築します。
- ②地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員児童委員への支援を強化するとともに、地域支え合い活動の拡充や福祉協力員など、市民の福祉活動への参加を促進します。
- ③地域のなかで取り組まれてきた市民の主体的な支え合いの活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成や市民の地域課題の理解の促進などを図るとともに、地域の住民活動と公的サービスの連携を深めていきます。
- ④地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、さまざまな地域資源を調整、活用しながら問題解決にあたるコミュニティソーシャルワークの導入を進めます。

(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政内部の相談体制を整備します。

(変更前)

○主な施策

- ①複合的な生活課題を抱える相談に対し、関係部門が共同して問題解決にあたることができるよう、連携体制の一層の充実を図ります。
- ②福祉制度では対応できない低所得者について、継続した相談、支援が図られる体制を整備します。

(変更後)

○主な施策

- ①ひきこもりなど複合的な生活課題を抱える相談に対し、関係部門が共同して問題解決にあたることができるよう、連携体制の一層の充実を図ります。
- ② 市民の利便性を高めるため、福祉、介護、子育てなどに関する市民の総合相談窓口を設置します。
- ③ 生活保護に陥るリスクの高い世帯の就労支援や貧困の繰り返しを根絶するため、包括的かつ継続的な相談支援を実施し、低所得者など生活困窮者の自立支援に取り組みます。

(変更前)

(変更後)

第3節 障害者の自立生活の実現

(1) 障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ① 障害者が地域生活を営むうえで直面するさまざまな課題に対応するために、「総合保健福祉センター（仮称）」内に「障害者支援センター（仮称）」を整備し、相談支援事業を再編強化します。
- ② 幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じて、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
- ③ 障害者のさまざまなニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会（仮称））を構築します。
- ④ 「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、精神障害者のケア体制の充実を図ります。

(2) 障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、居住サービスや就労、余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

第4節 障害者の自立生活の実現

(1) 障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ① 障害者が地域生活を営むうえで直面するさまざまな課題に対応するために、「障害者相談支援センター」の相談支援の取組みを推進します。
- ② 「障害者相談支援センター」を「基幹相談支援センター」として、障害者の権利擁護に関する啓発・支援や地域における相談支援事業者の助言指導を行うとともに、関係事業者等と連携して長期入院患者の地域移行支援などを推進します。
- ③ 幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じた支援を行うため、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
- ④ 障害者のさまざまなニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）を強化します。
- ⑤ 「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、早期の発見、治療、療育が有効とされる知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築を図ります。

(2) 障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、居住サービスや就労、余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

(変更前)

○主な施策

- ①障害者のためのグループホームなどの居住サービスとともに、就労の場や日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めます。
- ②障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、市民の障害理解を進めるとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③障害者や高齢者、児童も、誰もが安全・安心で、自由に街を歩くことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(変更後)

○主な施策

- ①障害者のためのグループホームなどの居住サービスや就労の場、日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めるとともに、障害者就労施設などの受注機会の増大を図り、就労する障害者などの自立を促進します。
- ②障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、市民の障害理解を進めるとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③障害者や高齢者、児童も、誰もが安全・安心で、自由に街を歩くことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(変更前)

第4節 高齢者がいきいきとした地域の実現

(1) 介護保険制度の適切な運営

○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

○主な施策

- ①在宅生活の継続のための十分な介護サービスの確保と新たなサービスの開発に努めるとともに、施設サービスについても適切な水準の確保を図ります。
- ②（→ 細節3「認知症支援策の充実」へ）
- ③要支援1あるいは2の軽度要介護者への適切なサービス提供を図り、あわせて予防効果などの評価、分析を行います。
- ④介護給付の分析を行いながら、各種給付の適正化を図るとともに、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会における研修会や情報交換をはじめ各種研修の機会を充実し介護サービスの質の向上を図ります。
- ⑤在宅生活を維持するため、終末期のケアなども含め介護と医療等の連携の一層の強化を図り、その情報のICT化を推進します。
- ⑥介護家族の実態を的確に把握し、相談体制の充実をはじめ、各種支援を強化します。
- ⑦介護保険制度が安定的に運営されるよう、各種調査などを踏まえ、介護サービスの需要を的確に予測し、適切な介護保険事業計画を策定します。

(2) 介護予防の充実

○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充

(変更後)

第5節 高齢者がいきいきとした地域の実現

(1) 介護保険制度の適切な運営

○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

○主な施策

- ① 在宅生活を支える介護サービスが利用しやすい環境の整備を進めるとともに、施設サービスについても適切な水準の確保を図ります。
- ② 要支援認定者への適切なサービス提供を図り、あわせて予防効果などの評価、分析を行います。
- ③ 介護給付の分析を行いながら、各種給付の適正化を図るとともに、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会における研修や情報交換はじめ各種研修機会などを充実し介護サービスの質の向上を図ります。
- ④ 在宅生活の維持に向け、終末期のケアなども含め介護と医療などの連携の一層の強化を図り、その情報のICT化を推進します。
- ⑤ 介護家族の実態把握に努め、相談体制の充実をはじめ、各種支援を強化します。
- ⑥ 介護保険制度が円滑に運営されるよう、要介護者の実態調査などを踏まえ、介護サービスの需要などを的確に把握した上で、介護保険事業計画を策定します。

(2) 介護予防の充実

○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むた

(変更前)

実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むための支援や環境づくりを推進します。

○主な施策

- ①一般高齢者（元気高齢者）及び特定高齢者（虚弱高齢者）に対する介護サービスの量及び質の確保を図ります。
- ②より効果的な介護予防サービスの開発及び普及に努めます。

(細節1「介護保険制度の適切な運営」から)

- ②認知症高齢者が増加傾向にあることから、認知症対策の充実を図ります。

(変更後)

めの支援や環境づくりを推進します。

○主な施策

- ① 元気高齢者及び虚弱高齢者に対する予防事業の質と量の確保を図り、その普及に努めます。
- ② ロコモティブシンドロームを予防するため、高齢者サロンなどでの健康教育・相談を実施し、健康寿命の延伸に努めます。
- ③ 虚弱高齢者などの状態の改善や重度化の防止を図るため、目標志向型の介護予防マネジメントを推進します。

(3) 認知症支援策の充実

○施策の方向

高齢化の進行により、今後認知症高齢者が急速に増加することが予想されるなか、国が策定した「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」も踏まえつつ、認知症の発症や進行を可能な限り予防するとともに、尊厳を保ちながら、その家族も含めて住み慣れた地域で生活することができるよう、地域全体で認知症高齢者とその家族を支える仕組みづくりに取り組みます。

○主な施策

- ① 認知症の予防や地域全体で認知症高齢者とその家族を支えるため、認知症を正しく理解してもらうための普及啓発などを推進します。
- ② 生活習慣病の予防などを通じ、認知症の予防を推進します。
- ③ 認知症の症状を緩和し、進行を遅らせるため早期受診・相談などの支援体制を整備するとともに、保健・医療と介護の連携を深め、相談から受診までを支援し、受診後においても継続して支援する仕組みを確立します。
- ④ 認知症高齢者に対する介護保険給付対象サービスなどの各種サービスを充実させるとともに、認知症高齢者を支える家族への支援を行います。
- ⑤ 認知症の予防から早期の診断・対応まで、各段階において認知症高齢

(変更前)

(変更後)

(3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備

○施策の方向

高齢化の進展とともに、認知症や一人暮らしの高齢者などが今後ますます増加していくなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスだけでなく、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した地域包括ケア体制を整備します。

○主な施策

- ①地域包括支援センター、在宅介護支援センターをはじめ各種組織、機関等の連携を図り、地域における総合的なケア体制を整備します。
- ②認知症サポーターの養成を推進し、子どもから高齢者まで認知症に対する正しい理解の促進と、地域での見守り体制を強化します。
- ③契約や金銭の支払いなどについて十分な意思判断ができない高齢者について、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図るとともに、それらの受け皿となるマンパワーの養成や地域での体制整備に努めます。
- ④鶴岡市高齢者虐待防止等連絡協議会を中心に虐待の未然防止と早期発見の体制を強化します。
- ⑤誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、地域で生活する高齢者一人ひとりの実態の把握に努め、外出時や災害時の支援などを強化します

(4) 高齢者の社会参加の促進

○施策の方向

者やその家族を支える仕組みづくりを進めるとともに、関係機関などとの連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

(4) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備

○施策の方向

高齢化の進展とともに、医療依存度の高い要介護者、認知症や一人暮らし高齢者など介護を必要とする方々が今後ますます増加することが予測されるなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスに加え、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した多職種協働の地域包括ケア体制を整備します。

○主な施策

- ①複雑化かつ深刻化する個別的、地域的課題に対応できるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、各関係機関などの連携を図りながら、地域における総合的なケア体制を整備します。
- ②高齢者一人ひとりの実態の把握に努めるとともに、認知症高齢者など要介護者の見守りや災害時の支援など、地域住民がお互いに支え合い、助けあう仕組みづくりに取り組みます。
- ③虐待の早期発見や未然防止体制の強化を図るとともに、意思判断が十分にできない高齢者については、成年後見制度の活用を図るなど、高齢者の権利擁護を推進します。
- ④在宅療養体制を構築するため、鶴岡地区医師会や鶴岡市介護保険事業者連絡協議会との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑤「地域ケア会議」を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を推進します。

(5) 高齢者の社会参加の促進

○施策の方向

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ

(変更前)

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ、高齢者の多様な生きがいに積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

○主な施策

- ①世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充に努めます。
- ②老人クラブ、シルバー人材センターなどの高齢者の自主活動や就労の場を確保するとともに、より積極的な活動の展開を促します。
- ③団塊の世代をはじめ、市民が社会で培ってきた技能、経験などを生かすことができるよう様々な地域活動への参加を促します。

(変更後)

め、高齢者が多様な生きがいに、より積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

○主な施策

- ①世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充などにより、高齢期における生きがいに積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。
- ②意欲や能力のある高齢者が活躍できるように、高齢者の老人クラブでの自主活動やシルバー人材センターへの就労などを支援します。
- ③高齢者の技能や経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や地域活動などへの参加を促進します。

(変更前)

(変更後)

第6節 医療の提供体制の充実

(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を中核として、病院や診療所など医療機関の機能と役割を明確にするとともに、患者情報などのICT化による情報共有システムを活用するなど、関係機関が連携、分担して医療の提供体制を確立します。

○主な施策

- ①地域医療提供体制の確立に向けて、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、東田川郡歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体が情報の共有を図りながら患者サービスの向上を推進します。
- ②市民に対して日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」制度の重要性を周知し、普及を進めます。
- ③市民が必要な時に適切な医療が受けられる体制を確立し、急性期医療と慢性期医療、災害医療を含む救急医療の提供に関し、医療機関それぞれの機能を有効かつ効率的に運用します。

(2) 災害医療を含む救急医療体制の整備

○施策の方向

救急医療に関する診療機能と診療体制の充実を図るとともに、救急車の受入れ体制及び消防と医療機関との連絡体制などの整備を進め、迅速に適切な救急医療を提供できる環境を整備します。

また、災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院の指定を受けている荘内病院を中核として、行政、医療機関及び警察など関係機関との連携により患者受入れや現地派遣を行う医療提供システムを整備するとともに、資機材の備蓄や緊急体制を確立します。

第6節 医療の提供体制の充実

(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を地域の中核病院として、地域の医療機関との連携・機能分担を推進するとともに、患者情報などのICT化による情報共有システムを活用し、医療の提供体制を確立します。

○主な施策

- ①地域医療提供体制の確立に向けて、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体が、Net 4 Uなどの医療情報ネットワークを活用し、情報の共有を図りながら連携強化を図ります。
- ②市民に対して日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」の重要性を市広報や荘内病院が行う各種研修会などを通じて周知し、普及を進めます。
- ③急性期医療から慢性期医療まで、また入院治療から在宅での治療まで、一貫した切れ目のない医療を提供するため、大腿骨近位部骨折や脳卒中などの地域連携パスの活用を推進します。

(2) 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応

○施策の方向

救急告示病院、休日夜間診療所及び消防との連携を進め、救急医療の充実を図るとともに、災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院である荘内病院を中核として、行政、医療機関、警察など関係機関との連携を図りながら、患者受入れの訓練を実施するなど災害時医療体制の充実を図ります。

また、高度医療を提供するため高度医療機器などを計画的に整備します。

(変更前)

○主な施策

- ①救急告知病院である荘内病院、鶴岡協立病院、三井病院並びに休日夜間診療所の機能分担を明確にして救急需要に適切に対応します。
- ②総合保健福祉センター（仮称）に併設予定の「休日夜間診療所」の機能や診療体制を強化し、救急医療体制の充実を図ります。
- ③大規模災害や事故などによる災害医療に関しては行政、医療機関、関係機関や関係団体との相互情報連絡システムの整備を図り、緊急時におけるスムーズな医療提供体制を確立します。

(3) 医師および看護師等の医療従事者の確保

○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院を含む病院勤務医の確保を推し進め、病院の診療体制を充実します。また、医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

○主な施策

- ①病院勤務医を確保するため、過重労働を軽減するための方策を検討するとともに、最新の医療機器の整備や診療機能の充実を図ります。
- ②良質な医療の提供及び患者ニーズに対応したサービス提供を図るために地域全体の看護師などの医療従事者を対象にした研修会などを開催し、安心と信頼関係が深まる地域医療体制を構築します。
- ③荘内病院の臨床研修医を確保するため、研修体制を充実します。

(変更後)

○主な施策

- ①荘内病院などの救急告示病院と休日夜間診療所や消防との連携を進め、救急医療体制の充実を図ります。
- ②大規模災害や事故などによる災害医療に関しては行政、医療機関、関係機関や関係団体などとの情報の共有と連携を図り、患者受入れなどを想定した訓練を実施するとともに、災害派遣（DMAT）などの緊急時における迅速な医療提供や、災害などに対応するための資機材の整備を図ります。
- ③高度医療などに対応するため、高度医療機器や医療情報システムを計画的に整備します。

(3) 医師および看護師等の医療従事者の確保

○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院の医師の確保を図り、診療体制を充実します。また、医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

○主な施策

- ①荘内病院の医師確保を図るため、医学生への修学資金貸与、山形大学などの医学生を対象とした「診療参加型臨床実習（ステューデント・ドクター）」や市内の高校生を対象にした「オープンホスピタル」などの取組みを推進します。
- ②地域医療支援病院である荘内病院において、医療従事者のスキルアップを図るため、地域全体の医師や看護師などの医療従事者を対象にした研修会などを開催します。
- ③荘内病院の臨床研修医の確保を目指し、指導体制の充実・強化を図るとともに、合同ガイダンスへの参加などを推進します。
- ④看護師をはじめとした医療従事者のスキルアップを図るため、看護師の長期研修派遣や認定看護師資格など各種専門資格の取得を推進します。
- ⑤看護師の充足を図るため、荘内看護専門学校の看護師養成の充実に努め

(変更前)

(変更後)

(4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実

○施策の方向

高齢化社会を迎えて福祉施設や在宅での医療需要の増大とともに、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が進められている状況を踏まえ、患者と家族が安心して在宅医療を受けられるサポート体制を整備します。

○主な施策

- ①訪問診療及び訪問看護体制充実のために、関係機関との連携、調整に努めます。
- ②鶴岡地区医師会をはじめとした医療機関及び福祉関係機関との連携を図り、がん患者に対する緩和ケアの体制整備を推進するとともに、在宅医療患者や家族が直面する様々な問題を解決するための相談機能の充実を図ります。
- ③□リハビリテーション提供体制の拡充、療養環境の整備を進めます。
- ④□医療機関や福祉関係機関のICT化による情報の共有を推進し、患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らしていけるサポート体制の整備を図ります。

ます。

(4) 在宅患者及び家族に対する支援体制の充実

○施策の方向

高齢化社会を迎えて介護・福祉施設や在宅での医療需要が増大し、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が求められている状況を踏まえ、地域の医療機関や介護・福祉施設が連携し、患者と家族が安心して在宅医療を受けられる支援体制の整備を図ります。

○主な施策

- ①地域の訪問診療及び訪問看護体制充実のため、荘内病院を中心に関係機関との連携、調整に努めるとともに、多職種による各種研修会を開催し、関係職員の育成を図ります。
- ②□南庄内緩和ケア推進協議会を中心に、鶴岡地区医師会、荘内病院をはじめとした医療機関及び介護・福祉関係機関が連携を図り、がん患者などに対する緩和ケアや在宅医療を推進します。
- ③□リハビリテーション提供体制の充実、療養環境の整備を進めます。
- ④□患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らせるよう、地域の医療機関や介護・福祉関係機関のICT化による情報の共有を推進し、一貫した支援を受けられる環境の整備を図ります。